

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第十三条第一項及び第二十七条の五第三項を実施するた
め、平成二十九年総務省告示第三百十号（電波法施行規則第八条第一項の規定に基づくコミュニテイ
放送を行う地上基幹放送局等のうち二、五四五MHz を超え二、五七五MHz 以下及び二、五九五MHz を
超え二、六四五MHz 以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務
大臣が別に告示で定める日）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（電気通信業務用基地局（法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局をいう）及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る以下同じ。）並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二十三年総務省告示第二百七十五号（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。</p> <p>【一・二略】</p>	<p>電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信の無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十九年十月一日から施行する。</p> <p>なお、平成二十三年総務省告示第二百七十五号（コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を定める件）は、平成二十九年九月三十日限り廃止する。</p> <p>【一略】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	